

令和5年度 第6回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和5年9月22日（金） 午前9時00分から午前9時50分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

| | | | | | | | |
|---|-------|---|--------|---|--------|---|-------|
| 出 | 新原 晃憲 | 欠 | 畠井 孝二 | 出 | 藏ヶ崎 俊光 | 出 | 上野 輝男 |
| 出 | 大園 和幸 | 出 | 西ノ原 敏男 | 出 | 郷原 實行 | 欠 | 福元 康光 |
| 出 | 寺下 幸弘 | 出 | 田中 次男 | 出 | 堀之内 節子 | 出 | 木場 夏芳 |
| 出 | 中塩屋 均 | 出 | 田村 利秋 | 出 | 泊 義秋 | | |
| 出 | 園田 誠 | 出 | 有村 隆 | 出 | 村山 みつ子 | | |
| 出 | 倉田 雪男 | 出 | 榎原 辰夫 | 出 | 本田 淳子 | | |

推進委員

| | | | | | | | |
|---|-------|---|--------|---|--------|---|-------|
| 出 | 鶴田 勉 | 出 | 西元 貞幸 | 出 | 中牧 龍次 | 出 | 立元 和揮 |
| 出 | 永山 智哉 | 出 | 谷口 芳久 | 出 | 細川 健一 | 出 | 入佐 哲朗 |
| 出 | 持増 正 | 出 | 中尾 明德 | 出 | 矢野 嘉彦 | 出 | 川崎 守 |
| 出 | 垣内 直人 | 出 | 上穂木 紀順 | 出 | 松元 渡 | | |
| 欠 | 徳田 潤一 | 出 | 有馬 研一 | 出 | 本村 ヤス子 | | |
| 出 | 高田 裕幸 | 出 | 森園 浩美 | 出 | 福元 里美 | | |

4 部外者出席

農 政 課 担い手育成係 主 査 西迫 博

5 事務局職員

| | |
|---------|---------------------|
| 局 長 | 宮地 智治 |
| 次長兼農地係長 | 税所 篤行 |
| 主幹兼振興係長 | 上之脇 秀輝 |
| 主 幹 | 前迫 篤弘 |
| 主 査 | 池畑 信幸 |
| 主任主事 | 角野 勝行 |
| 主 査 | 囃師 竜太 (輝北総合支所産業建設課) |
| 主 幹 | 福嶋 雅明 (串良総合支所産業建設課) |

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
 - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
 - ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - ・非農地証明について
 - ・農地利用（形質）変更届について
 - ・農地移動適正化あっせん申出について
 - ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
 - ・農地法施行規則の一部改正について
- [その他]
- ・農業まつり等における農地相談について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 村山 みつ子 委員 ・ 本田 淳子 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和5年度 第6回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和5年9月22日（金） 開会 午前9時00分 閉会 午前9時50分

鹿屋市役所7階大会議室

局長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和5年度第6回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の、欠席は、福元副会長、畠井委員の2名です。

出席委員数は、19名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、徳田委員の1名です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号17番の村山委員と18番の本田委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第37号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第37号につきましては、1頁から37頁です。

初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和5年9月25日です。合計面積は、11万3千225㎡、うち更新分9万6千91㎡、内訳として、田が1万8千323㎡、畑が9万4千902㎡です。利用権を設定する者が33人、設定を受ける者が29人です。始期は、いずれも令和5年10月1日です。期間は、1年、1年6か月、2年、3年、5年、6年、10年です。

次の3頁から21頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。初めに3頁です。

次の1番は、設定期間が1年です。1番は、賃借権で新規設定。

次の2番は、設定期間が1年6か月です。2番は、使用貸借権で新規設定。

次に、4頁、次の3番は、設定期間が2年です。3番は、賃借権で再設定。

次の4番は、設定期間が3年です。4番は、賃借権で再設定。

次に、5頁、次の5番から11頁の16番までは、設定期間が5年です。5番、6番は、賃借権で再設定。

次に、6頁、7番は、賃借権で再設定。8番は、使用貸借権で再設定。

次に、7頁、9番、10番は、賃借権で再設定。

次に、8頁、11番は、使用貸借権で再設定。12番は、賃借権で再設定。

次に、9頁、13番、14番は、賃借権で再設定。

次に、10頁、15番は、使用貸借権で再設定。16番は、賃借権で再設定。

次に、11頁、次の17番から16頁の26番までは、設定期間が6年です。17番は、賃借権で新規設定。18番は、賃借権で再設定。

次に、12頁、19番、20番は、賃借権で再設定。

次に、13頁、21番、22番は、賃借権で再設定。

次に、14頁、23番、24番は、賃借権で再設定。

次に、15頁、25番、26番は、賃借権で再設定。なお、25番につきましては10aあたり3万円と表記しておりますが、年額3万円でしたので訂正願います。

次に、16頁、次の27番から21頁の36番までは、設定期間10年です。27番、28番は、使用貸借権で新規設定。

次に、17頁、29番、30番は、使用貸借権で新規設定。

次に、18頁、31番、32番は、賃借権で新規設定。

次に、19頁、33番は、賃借権で新規設定。34番は、賃借権で再設定。

次に、20頁、35番は、使用貸借権で再設定。

次に、21頁、36番は、使用貸借権で再設定。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、3頁から21頁までの36件の利用権設定です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、22頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、22頁から26頁です。まず、22頁で説明します。公告年月日は令和5年9月25日、合計面積は、1万6千90㎡です。内訳としまして、田が8千223㎡、畑が7千867㎡です。所有権を移転する者が7人、所有権の移転を受ける者が6人です。

次に23頁、次の1番、2番及び26頁の7番は、議事参与制限にあたりますので後ほど一括で説明します。24頁の3番から25頁の6番までは、全て所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。以上です。

議長 ただいま説明がありました、23頁から26頁までの7件の所有権移転協議ですが、23頁

の1番と2番が鹿屋市農業委員会規則第26条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、倉田委員に退席をいただき審議します。

(倉田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 23頁の1番及び2番は、譲受人の倉田委員が、所有権移転を受けるもので、農業経営強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 倉田委員に係る案件2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(倉田委員：着席)

倉田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、26頁の7番が、議事参与の制限にあたりますので、新原委員に退席をいただき審議します。

(新原委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 26頁の7番は、譲受人の新原委員が、所有権移転を受けるもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 新原委員に係る案件1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(新原委員：着席)

新原委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの4件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので申請どおり許可と決定します。

次に、27頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定につきましては、27頁から37頁です。まず27頁で説明します。公告年月日は、令和5年9月25日です。合計面積は、7万5千264㎡で、うち、田が6千430㎡、畑が6万8千834㎡です。利用権を設定する者が16人、利用権の設定を受ける者が13人です。始期は全て、令和5年10月1日で、期間は3年、5年、6年及び10年です。28頁をご覧ください。

次の1番から29頁の3番は、設定期間が3年です。1番、2番は、使用貸借権で新規設定。

次に、29頁、3番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。次の4番から

32 頁の 8 番までは、設定期間が 5 年です。4 番は、賃借権で再設定。

次に、30 頁、5 番は、賃借権で新規設定。6 番は、賃借権で再設定。

次に、31 頁、7 番、8 番は、賃借権で新規設定。

次に、32 頁、次の 9 番から 34 頁の 12 番までは設定期間が 6 年です。9 番、10 番は、賃借権で新規設定。

次に、33 頁、11 番、12 番は、賃借権で新規設定。

次に、34 頁、次の 13 番から 37 頁の 19 番までは、設定期間が 10 年です。13 番、14 番は、賃借権で再設定。

次に、35 頁、15 番、16 番は、賃借権で新規設定。

次に、36 頁、17 番、18 番は、賃借権で新規設定。

次に、37 頁、19 番は、使用貸借権で新規設定。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、28 頁から 37 頁までの中間管理権設定 19 件ですが、29 頁の 3 年もの 3 番が、議事参与の制限にあたりますので、倉田委員に退席をいただき審議します。

(倉田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 29 頁の 3 番は、貸人である倉田委員が使用貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 倉田委員に係る案件 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(倉田委員：着席)

倉田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。次に残りの 18 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、38 頁、議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 38 号につきましては、38 頁から 40 頁です。今回は、所有権移転が 12 件、合計 12 件です。

初めに、38 頁です。1 番は、畑が 3 筆で 1 千 182 m²の売買です。2 番は、田が 1 筆、畑が 1 筆で 2 千 980 m²の贈与です。3 番は、田が 1 筆で 346 m²の贈与です。4 番は、畑が 2

筆で2千661㎡の贈与です。

次に、39頁です。5番は、畑が2筆で1千55㎡の贈与です。6番は、畑が1筆で190㎡の贈与です。7番は、畑が1筆で1千22㎡の売買です。8番は、畑が1筆で965㎡の売買です。

次に、40頁です。9番は、畑が1筆で2千59㎡の売買です。10番は、畑が2筆で477㎡の売買です。11番から12番は全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、40頁の11番と12番を矢野委員に、報告をお願いいたします。

矢 野 推進委員の矢野です。去る9月13日、記載の委員と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、40頁の11番ですが、農業開始の調査です。申請者は市内の方で、父から畑3筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では甘藷を作付けするとのことでした。

次に、12番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、畑2筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では甘藷及び飼料を作付けするとのことでした。なお、周辺地区への移住を希望しており、現在、空き家を探しているとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました12件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、41頁、議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第39号につきましては、41頁です。今回は、3件です。次の1番から3番までは全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、41頁の1番と2番を西ノ原委員に、3番を入佐委員に報告をお願いします。

西ノ原 議席番号8番の西ノ原です。去る9月13日、記載の2名と事務局で農地法第4条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、41頁の1番ですが、申請地は鹿屋工業高校の西に位置し、申請地付近は、10ha

以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施工であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に隣接する宅地への進入路を拡幅するための通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件であるその他の農地に該当すると判断しました。

次に2番ですが、申請地は大始良小学校の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施工であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、車庫及び店舗を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、すでに整備が始まっていることから始末書が提出されています。

以上、1番及び2番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

入 佐 推進委員の入佐です。去る9月13日、記載の2名と事務局で農地法第4条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、41頁の3番ですが、申請地は旧古江小学校の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施工であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に隣接する宅地と合わせて一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件であるその他の農地に該当すると判断しました。なお、すでに駐車場として使用していることから始末書が提出されています。

以上、3番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました3件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、42頁、議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第40号につきましては、42頁から47頁です。まず、42頁をご覧ください。

1番は、駐車場及び菜園を整備するもので、農地区分は3の5です。

2番は、店舗及び駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。

3番は、宅地分譲及び通路を整備するもので、農地区分は3の5です。

次に、43頁をご覧ください。4番は、建売住宅、駐車場及び通路を整備するもので、農

地区分は1の3です。なお、令和5年度第1回総会で審議済です。

5番は、建売住宅及び進入用道路を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和4年度第10回総会で審議済です。

6番は、農業用倉庫を整備するもので、農地区分は農用地区域内農地農用地利用計画指定用途です。なお、令和5年度第2回総会で審議済です。

7番は、建築条件付土地を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和5年度第4回総会で審議済です。

次に、44頁をご覧ください。8番は、病院施設及び駐車場を整備するもので、農地区分は1の5です。なお、令和4年度第10回総会で審議済です。

次に、45頁をご覧ください。9番は、調剤薬局及び駐車場を整備するもので、農地区分は1の5です。なお、令和4年度第10回総会で審議済です。

次に、46頁をご覧ください。次の10番から47頁の14番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 それでは、調査がなされていますので、46頁の10番から47頁の12番までを中尾委員に、47頁の13番と14番を福元里美委員に、報告をお願いします。

中尾 推進委員の中尾です。去る9月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、46頁の10番ですが、申請地は鹿屋農業高校の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行されていますが、都市計画区域の500m以内農地であることから第2種農地と判断されます。申請者は市外で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅3棟を整備する計画です。申請地は住宅の用に供する施設や公共施設の連たんしている区域に近接する区域内にある農地であることから第2種農地の許可基準である市街地近接農地に該当すると判断しました。

次に11番ですが、申請地は鹿屋農業高校の北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施行で、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である街区内4割超住宅化農地に該当すると判断しました。

次に47頁の12番ですが、申請地は鹿屋中学校の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、都市計画区域の500m以内農地であることから第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は住宅の用に供する施設や公共施設の連たんしている区域に近接する区域内にある農地であるこ

とから第2種農地の許可基準である市街地近接農地に該当すると判断しました。

以上、10番から12番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

福元 推進委員の福元です。去る9月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、47頁の13番ですが、申請地は郷之原簡易郵便局の南位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施行で、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である街区4割超住宅化農地に該当すると判断しました。

次に14番ですが、申請地は吾平小学校の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施行で、都市計画区域の500m以内農地であることから第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は住宅の用に供する施設や公共施設の連たんしている区域に近接する区域内にある農地であることから第2種農地の許可基準である市街地近接農地に該当すると判断しました。

以上、13番及び14番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました14件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、48頁、議案第41号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第41号につきましては、48頁から51頁です。

48頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は3件で、畑が3筆です。対象面積は、畑が5千201㎡です。次の49頁から51頁までは、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、48頁の1番から3番を立元委員に報告をお願いします。

立元 推進委員の立元です。去る9月12日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。48頁をご覧ください。

まず1番ですが、周辺図等は49頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地にアパートを建設する計画です。申請地は鹿屋東中学校の西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある第1種農地です。申請地の周囲には、集落が形成されており、その集落に接続することから、許可基準である集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に2番ですが、周辺図等は50頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に特定建築条件付売買予定地を整備する計画です。申請地は鹿屋旭原郵便局の北西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある第1種農地です。申請地の周囲には、集落が形成されており、その集落に接続することから、許可基準である集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、1番から2番については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外について支障はないと判断しました。

次に3番ですが、周辺図等は51頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地にトラクター用倉庫及び農業用倉庫を建設する計画です。申請地は東原インターチェンジの北に位置する、農用区域内農地です。申請内容が農業用施設の整備であり、用途変更の面積が2a未満であることから、農業用施設届出書の提出のみで、転用許可は不要であると判断しました。

以上、3番については、排水施設等もあり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、用途変更について支障はないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、報告がありました3件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、52頁、議案第42号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第42号につきましては、52頁です。今回は3件です。

次の1番から3番については、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、52頁の1番から3番までを田中委員に、報告をお願いします。

田中 議席番号9番の田中です。去る9月13日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、52頁の1番ですが、申請地は、岡崎西公民館の西に位置し、上から3筆目までは、

平成12年月日不詳から山林化しており、下の1筆については、昭和12年月日不詳から、宅地として利用されているとのことでした。状況から、いずれも20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は、吾平中央西地区ふれあいセンターの南西に位置し、平成6年月日不詳から宅地として利用されているとのことでした。状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に3番ですが、申請地は、串良商業高校の南西に位置し、平成15年月日不詳から宅地として利用されているとのことでした。状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま説明、報告がありました3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、53頁、議案第43号「農地利用（形質）変更届について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第43号につきましては、53頁です。今回は1件です。次の1番については、記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、上野委員に報告をお願いします。

上野 　　議席番号19番の上野です。去る9月11日に、事務局と農地利用形質変更届に伴う現地調査を行いましたので報告します。53頁をご覧ください。

申請地は、輝北天球館の南から南西に広がる丘陵地帯ですが、接続道路からの敷地内の高低差が5mから12.5mで、オウトツもあることから、飼料の作付けから収穫に至る、一連の作業において支障があるため、概ね50cmの嵩上げを行い、高低差を解消することで、今後の営農の効率化を図りたいとのことでした。なお、周辺農地の地権者の同意もあり、盛土による、隣接農地や道路への土砂流出がないよう、嵩上げに伴う敷きならしや、水路改修等により、排水には十分、留意するとのことから、調査員としましては、形質変更は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま説明、報告がありました1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件は受理と決定します。

次に、54 頁、議案第 44 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 44 号につきましては、54 頁から 56 頁です。今回新たに、譲渡希望が 54 頁の 1 番から 55 頁の 7 番までの 7 件ですのでお目通し願います。なお、54 頁の 2 番、6 番は賃貸借でも可としております。

次に、賃貸借希望が 56 頁の 1 番から 3 番までの 3 件ですのでお目通し願います。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

54 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番を堀之内委員と矢野委員に、2 番と 3 番を中塩屋委員と垣内委員に、4 番を郷原委員と細川委員に、5 番を榎原委員と森園委員に 6 番を村山委員と本村委員に、55 頁の 7 番を田中委員と中尾委員に、お願いします。

56 頁、賃貸借希望の 1 番と 2 番を村山委員と本村委員に、3 番を堀之内委員と矢野委員に、お願いします。

次に、57 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 57 頁をご覧ください。合意解約につきましては、57 頁から 62 頁です。今回は 11 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、57 頁から 62 頁まで 11 件の合意解約です。報告しておきます。次に、63 頁、「農地法施行規則の一部改正について」です。事務局の説明をお願いします。

次 長 63 頁をお開きください。農地法施行規則の一部改正について報告します。改正の趣旨は、本年 4 月に成立した構造改革特別区域法の農地取得事業で、外国人等による農地取得について、取得者の国籍等を把握する必要があるため、改正されるもので、改正の内容は、農地法第 3 条の許可申請書、農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出書、農地法第 6 条第 1 項の報告書 3 種類の申請書等に国籍等を記載する項目が追加されたところです。この追加された項目と、添付される証明書等で国籍を把握することになります。

なお、変更後の申請書等については、市のホームページに掲載し、また行政書士会にも周知したところです。ちなみに、これまで鹿屋市においては、外国籍の個人、法人が鹿屋市の農地を所有されたことはありません。以上で、農地法施行規則の一部改正について報告を終わります。

議 長 　ただいま説明のとおりです。報告しておきます。以上で、第6回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ、事務局からお願いします。

次 長 　「農業まつり等における農地相談について」です。今年度の輝北、鹿屋、串良、吾平の農業まつり等は開催される予定です。農業委員会では、各会場に農地相談のブースを設け、市民の方の農地相談に応じることとなります。つきましては、4会場に各3名の委員、推進委員に対応していただきます。この総会終了後、地区ごとに集合し、まつり当日対応してくださる委員を選任していただき、報告をお願いいたします。開催の有無や、集合場所、時間等については分かり次第、選任された方に、お知らせしますので、よろしく申し上げます。以上で終わります。

局 長 　それでは、10月の調査委員を申し上げます。10月12日、木曜日、4条・5条の調査が、田村委員、鶴田委員でございます。

10月12日、木曜日、農振調査が、有村委員、永山委員でございます。

10月13日、金曜日、4条・5条の調査が、榎原委員、本村委員でございます。

10月13日、金曜日、3条調査が、藏ヶ崎委員、垣内委員でございます。

10月の総会は、10月23日、月曜日の9時から市役所7階大会議室となります。

議 長 　他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。なければ、これを持ちまして令和5年度第6回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 　それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

（ 閉 会 ）